

# 労務 ROAD

## ■育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

男女とも仕事と育児・介護の両立ができることを目的として育児・介護休業法の改正が行われ、令和7年4月1日から段階的に施行されます。今回は、令和7年4月1日施行分についてお知らせします。

### 1. 子の看護休暇の見直し ⇒義務（あわせて就業規則等の見直しが必要）

改正内容	施行前	施行後
対象となる子の範囲の拡大	小学校就学の始期に達するまで	小学校3年生修了まで
取得事由の拡大(③④を追加)	①病気・けが ②予防接種・健康診断	①病気・けが ②予防接種・健康診断 ③感染症に伴う学級閉鎖等 ④入園（入学）式、卒園式
労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の廃止	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃
名称変更	子の看護休暇	子の看護等休暇

### 2. 所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大 ⇒義務（あわせて就業規則等の見直しが必要）

改正内容	施行前	施行後
請求可能となる労働者の範囲の拡大	3歳未満の子を養育する労働者	小学校就学前の子を養育する労働者

### 3. 短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワーク追加（選択する場合は就業規則等の見直しが必要）

改正内容	施行前	施行後
代替措置のメニューを追加	〈代替措置〉 ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等	〈代替措置〉 ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等 ③テレワーク

### 4. 育児のためのテレワーク導入 ⇒努力義務（導入する場合は就業規則等の見直しが必要）

3歳未満の子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。

### 5. 育児休業取得状況の公表義務適用拡大 ⇒義務

改正内容	施行前	施行後
公表義務の対象となる企業の拡大	従業員数1,000人超の企業	従業員数300人超の企業

### 6. 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和（労使協定を締結している場合は就業規則等の見直しが必要）

改正内容	施行前	施行後
労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の廃止	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃

### 7. 介護離職防止のための雇用環境整備 ⇒義務

介護休業や介護両立支援制度等の申出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下①～④のいずれかの措置を講じなければなりません。

- ① 介護休業・介護両立支援制度等に関する研修の実施
- ② 介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備（相談窓口設置）
- ③ 自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の事例の収集・提供
- ④ 自社の労働者へ介護休業・介護両立支援制度等の利用促進に関する方針の周知

### 8. 介護離職防止のための個別の周知・意向確認等 ⇒義務

(1) 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認

周知事項	①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等（制度の内容） ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先（例：人事部など） ③介護休業給付金に関すること
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

(2) 介護に直面する前の早い段階(40歳等)での情報提供

情報提供期間	①労働者が40歳に達する日（誕生日前日）の属する年度（1年間） ②労働者が40歳に達する日の翌日（誕生日）から1年間 のいずれか
情報提供事項	①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等（制度の内容） ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先（例：人事部など） ③介護休業給付金に関すること
情報提供の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能

### 9. 介護のためのテレワーク導入 ⇒努力義務（導入する場合は就業規則等の見直しが必要）

要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。

【厚生労働省より】

就業規則等の見直しも必要になります。詳細は担当までご連絡ください。

VOL.944

(2502-4)



〒541-0054

大阪市中央区南本町

2-6-12

サンマリオンタワー16F

TEL:06-6224-0264

FAX:06-6224-0265

H P: <https://k-s-j.net/>

編集:井村・浜井・茅原・石田

社長が入れる  
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、  
06-6224-0480 まで！

今、息子の大学受験真っ盛りです。

高校でもずっと野球部に所属していたので、本格的に受験勉強を始めたのは夏休みからという、かなり遅いスタートでした。今も毎日夜遅くまで塾の自習室で勉強を頑張っていて、ギリギリまで学力アップに励んでいます。親としてできることは、免疫力を上げる食事や飲み物を用意して、本番当日まで万全な体調で試験会場に送り出すことだけで、毎日々やきもきしています。



(窪中)

## 2月労務スケジュール

- ・ 3月決算法人の決算及び申告の準備
- ・ 令和6年分所得税・個人住民税、個人事業税の確定申告と納付の開始